

Q 宅地地盤崩壊地等の被災地の復興事業について、どのような補助・助成がありますか。

A 以下のとおり、公共事業による宅地復旧と、各自治体独自の支援制度があります。

(1) 公共事業（国の復興交付金）による宅地復旧

①造成宅地滑動崩落緊急対策事業（新設）

②災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

ア 事業の特徴

- ・事業主体（工事の発注）は各自治体。
- ・自治体によって、一定の個人負担が必要な場合がある（例えば宮城県仙台市の場合、個人宅地の復旧にかかる費用の90%を援助し、10%は個人負担）。

イ 対象範囲

①造成宅地滑動崩落緊急対策事業の対象範囲

- ・盛土免責が3000㎡以上であり、かつ盛土上に存在する家屋が10戸以上であるもの
 - ・盛土をする前の地盤面が20度以上かつ盛土高さが5m以上であり、かつ家屋が5戸以上であるもの。
 - ・当該盛土の滑動崩落により、次のいずれかの施設に被害がおよぶおそれのあるもの
 - a 道路（高速道路、国道、県道、市道）、河川、鉄道
 - b 地域防災計画に記載されている避難地又は、避難経路
 - c 家屋10戸以上（当該盛土上に存するものは、除く）
- ※切り土部分の対象外。また、地滑りではなく、単なる地盤沈下の箇所は対象外。

②災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の対象範囲

- ・地震時に崩落するおそれの大きいがけ地
- ・余震、降雨などにより施設の所有者以外の第三者に被害の及ぶおそれのある箇所
- ・不特定多数の者が利用し、特に災害時の避難のために不可欠な道路、公園や公共施設に被害が生ずるおそれのある箇所

(2) 自治体独自の支援制度

上記公共事業による復旧制度の他、各自治体が独自の支援制度を設けている場合があります。

このうち、宮城県仙台市では、以下のような助成金制度を創設しました。

【仙台市独自の支援制度】

東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度（新設）

ア 特徴

- ・ 上限額は1000万円
- ・ 市の審査による工事金額のうち100万円を超えた額の90%を助成。
→ 100万円以下の金額については助成対象外。
100万円を超えた場合でも、そのうち10%は個人負担
- ・ 工事の発注は宅地所有者が行う。

イ 対象範囲

○ 支援対象となる工事

：被災程度が「危険又は要注意宅地」とであると判定された宅地の擁壁等の再築工事及び土地の整地。既に復旧工事が完了している場合も、遡って助成対象となる場合がある。

● 支援対象とならない工事

- ・ 応急復旧工事
- ・ 補修工事
- ・ 技術的水準を満たしていない工事
- ・ 宅地に付随する塀、植栽、車庫、給排水工事
- ・ 建物の基礎及び建物を支える部分の改良工事(ex.ジャッキアップなど)
- ・ 地盤改良工事

※ 地盤調査費用についても支援対象外。

上記仙台市の制度以外にも、各自治体によって宅地復旧のための支援制度が設けられている場合がありますので、各自治体のHPをご覧になったり、担当窓口にお問い合わせいただくのが良いと思います。また、制度の適用の可否など行政の判断・対応等に疑問がある場合などは、お近くの弁護士（会）にご相談いただいても宜しいかと思ひます。